

お知らせ

介護保険負担限度額の申請について

問町民生活部健康福祉課☎(57)4173

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の1割または2割を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。**対象者**

次の①から③をすべて満たす方が対象となります。

- ①要介護（要支援）認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方
 - ②配偶者が町民税非課税の方（世帯が同じかどうかは問わない。）
 - ③預貯金等の金額が次の基準額を超えない方
 - ・配偶者がいる方 ……合計2千万円
 - ・配偶者がいない方 ……1千万円
- 申請に必要なもの
- ・本人と配偶者の印鑑
 - ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し

※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高（申請日より2か月以内に記帳されたもの）が分かるようにお願いします。

・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し
・負債がある場合は借用証明書
の写し（預貯金額等から差し引きます）

※配偶者がいない場合は、上記添付書類はご本人分のみになります。

・金融機関への照会に対しての同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。

留意点

- ・申請書類に不備があると受付ができませんので、上記をよく確認して申請をしてください。
- ・認定期間は、申請のあった月の初日から翌年（1月以降の申請は同年）7月31日までです。
- ・前年度の所得が未申告の方は、税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。
- ・毎年更新の手続きが必要です。施設入所やショートステイの利用の見込みがある場合には、早めに手続きをしてください。

なお、一度申請をして非該当になった方でも、その後、世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。再申請をしてください。

・平成28年8月からは課税年金（老齢年金など）の他、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。

利用方法について
利用する施設に「介護保険負担限度額認定証」を必ず提示してください。

※提示しない場合には、食費・居住費の軽減対象になりませんので、ご注意ください。



町戦没者追悼式

問町民生活部健康福祉課☎(57)4196

町では、戦争において生命を捧げた同胞を追悼し、再びこのような不幸を繰り返さないことを誓い、恒久平和を祈念するために戦没者追悼式を次のとおり

行います。

☎8月17日(水)

受付 9時30分～
開始 10時

◎野木町文化会館

エニスホール小ホール

参加を希望する方

・町遺族会会員
遺族会の地区役員を通して申込みください。

・会員以外の方
式当日、直接会場へお越しください。

献血にご協力ください

問町民生活部健康福祉課☎(57)4171

血液は人工的に作ることはできません。一人でも多くの人を救うため、みなさまのご協力をお願いします。

☎8月8日(月)10時～12時

◎町保健センター

※全血献血のみです。成分献血はありません。

